無断複製・頒布を禁じます

ＬＥＣ社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

2027年版 ベーシック問題集

（2027年合格目標　基礎編　自宅学習用教材）

（2026/06/16 現在）

2027年合格目標 基礎編の自宅学習用教材である「2027年版 ベーシック問題集」におきまして下記の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※2027年版ベーシック問題集では、令和8年4月10日までの改正事項については本訂正表にて補正対応いたします。令和8年4月11日以降の改正事項につきましては補正の対象外となりますので、該当する改正内容は2027年合格目標 合格コース教材にてご確認ください。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。2027年版ベーシックテキストでは裏表紙のバーコード下に記載があります。

- 2026/05/20 更新分…ｐ.1～3
- 2026/06/16 更新分…ｐ.4

無断複製・頒布を禁じます

【2026/05/20 更新分】

国民年金法（RU27797）

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
訂正	P63 問題 115　解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

問題 115　解説：

本問の者は、死亡時には国民年金に加入していなかったため、遺族基礎年金の死亡日要件のうち、「**被保険者が、死亡したとき**」**に該当しません**。また、「被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60 歳以上 65 歳未満であるものが、死亡したとき」に該当するか否かは問題文中から確定はできませんが、これに該当した場合であっても、合算対象期間以外の被保険者期間を有していないことから**保険料納付要件を満たすことはできません**。また、**「保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間及び 65 歳に達した日の属する月以後の厚生年金保険の被保険者期間を合算した期間が 25 年以上である者（老齢基礎年金額に反映される期間を 1 月でも有する者に限る）が、死亡したとき」にも該当しない**ため、遺族に遺族基礎年金は**支給されません**（法 37 条、法附則 9 条 1 項）。

無断複製・頒布を禁じます

厚生年金保険法（RU27798）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P83 問題 148　解説 2 行目	…、離婚等をしたときから「2 年」を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合及び当該情報の提供を受けた日の翌日から起算して 3 月を経過していない場合（一定の場合を除く）においては、…	…、離婚等をしたときから「5 年」を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合及び当該情報の提供を受けた日の翌日から起算して 3 月を経過していない場合（一定の場合を除く）においては、…
改正	P84 問題 151 6 行目	…。ただし、当該離婚等をしたときから 2 年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。	…。ただし、当該離婚等をしたときから 5 年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

無断複製・頒布を禁じます

社会保険に関する一般常識（RU27799）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P28 問題 50 2 行目	…、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。	…、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

無断複製・頒布を禁じます

【2026/06/16 更新分】

厚生年金保険法（RU27798）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P51 問題 90　解答	③	④
改正	P51 問題 90　解説 1 行目	正解は、「③62 万円」です。なお、総報酬月額相当額は、簡単にいうと、賞与込みの賃金 1 か月分で、基本月額は、年金 1 か月分をいいます。	正解は、「④65 万円」です。なお、総報酬月額相当額は、簡単にいうと、賞与込みの賃金 1 か月分で、基本月額は、年金 1 か月分をいいます。

以上